

証券コード 8844  
平成25年5月31日

# 株主各位

東京都港区芝五丁目34番6号

**株式会社コスモスイニシア**

代表取締役社長 高木嘉幸

## 第44期定時株主総会及び

### 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第44期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

今回の定時株主総会には「定款一部変更の件(1)」を議案として上程いたしますが、当該議案につきまして、会社法第322条第1項第1号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成25年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー3階  
THE GRAND HALL（ザ グランドホール）  
（会場が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意願います。）

#### 3. 目的事項

##### 【第44期定時株主総会】

- 報告事項 1. 第44期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第44期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件               |
| 第2号議案 | 第三者割当による募集株式（普通株式）発行の件 |
| 第3号議案 | 自己株式取得の件               |
| 第4号議案 | 定款一部変更の件（1）            |
| 第5号議案 | 定款一部変更の件（2）            |
| 第6号議案 | 取締役7名選任の件              |
| 第7号議案 | 監査役1名選任の件              |
| 第8号議案 | 会計監査人選任の件              |

## 【普通株主様による種類株主総会】

### 決議事項

- 議案 定款一部変更の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト ([http://www.cigr.co.jp/irinfo/ir\\_documents/meeting.html](http://www.cigr.co.jp/irinfo/ir_documents/meeting.html)) に掲載させていただきます。

## 【第44期定時株主総会】

### 株主総会参考書類

#### 第2号議案から第8号議案までの上程に至る経緯

##### 1. 資本業務提携の概要

当社は、平成25年4月16日付で、大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス工業」といいます。）との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」とい、当該契約による資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結しました。また、当社は、同日開催の取締役会において、本資本業務提携に従い、平成25年6月27日に、概要以下の事項を行うことを併せて決議しました。

- ①大和ハウス工業を割当予定先として、第三者割当の方法により新たに普通株式19,387,800株（払込金額の総額：9,500,022,000円（1株当たり490円））を発行すること（以下「本第三者割当」といいます。）
- ②本第三者割当の完了を条件として、本第三者割当により増加する資本金の額4,750,011,000円及び資本準備金の額4,750,011,000円をそれぞれ減少すること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）
- ③本資本金等の額の減少の効力発生を条件として、大和ハウス工業を除く第1種優先株式を保有する株主の全員（株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJリース株式会社、株式会社あおぞら銀行、株式会社横浜銀行、みずほ信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社関西アーバン銀行及び信金中央金庫をいい、以下「既存優先株主」と総称します。）より、その保有する第1種優先株式（合計3,050,000株）を総額9,150,000,000円（1株当たり金3,000円）で取得すること（以下かかる自己株式取得を「本自己株式取得」といいます。）
- ④本自己株式取得を条件として、第1種優先株式の内容のうち、当社の普通株式を対価とする取得請求権の取得価額を本第三者割当の1株当たりの払込金額と同額（金490円）へ修正し、かつ、その行使期間を平成25年6月27日へと早めた上で、大和ハウス工業が、その保有する第1種優先株式（100,000株）について当該取得請求権を行使すること（以下「本転換」といいます。）
- ⑤本転換を条件として、本自己株式取得及び本転換により取得した第1種優先株式全て（合計3,150,000株）を消却すること

##### 2. 本資本業務提携の理由

当社は、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」所定の特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）において、平成21年9月28日付で全対象債権者の皆様から同意いただきました平成25年3月期を最終年度とする事業再生計画の基本方針に則り、当社の強みである新築マンション販売事業・戸建住宅販売事業並びに資金需要の少ない不動産賃貸事業（転貸事業・不動産に関する資産管理事業）、及び不動産仲介事業に経営資源を集中すると共に徹底したコスト削減を行い、少数精銳体制での高収益体质の確立に努めてまいりました。

平成23年9月に事業再生計画に基づき事業化中止を決定した物件の売却を完了する一方で、平成22年2月より新規の事業用地の仕入れを再開し、平成25年4月16日までに新築マンション75プロジェクト4,427戸・戸建住宅28プロジェクト420区画の計103プロジェクト（売上換算ベースで1,480億円相当）の事業用地を取得し、たな卸資産の収益性の改善を図ってまいりました。

また、事業再生計画期間終了後の更なる経営基盤の安定とその先の未来に向けた施策にも取り組んでまいりました。具体的には、不動産賃貸事業におきましては転貸受託戸数の拡大、不動産仲介事業におきましては拠点展開戦略を推し進めると共に事業用不動産の仲介・コンサルティング機能の強化を図り、更に新規事業・派生事業の創造に向けたプロジェクトチームを編成し、マンション大規模修繕工事の受託を本格的に開始するなど、多額の投資を伴わないビジネスの拡大に向けて取り組んでまいりました。

その結果、当社は、事業再生計画に定められた事業再生ADR債務1,008億円について、計画どおり完済し、平成25年3月31日をもって事業再生計画期間が終了いたしました。

しかしながら、平成25年3月29日、当社は、事業再生計画期間の最終期である平成25年3月期の当社の連結業績について、特別損失32億円の計上などにより、当期純損失10億円を計上する見込みである旨を公表するに至りました。

当社は、事業再生計画期間におきまして、事業再生ADR債務の全額返済を経営の最重要課題と位置づけ、資金効率を最優先して取り組んでまいりました。具体的には、金融機関からの資金調達が限定的である中、不動産開発事業においては、共同事業としての取り組みや、事業パートナーである大手商社・建設会社等との間で当社の資金負担を軽減する事業スキームを構築し、事業展開してまいりました。しかし、事業用地の取得競争がますます激化する中、従来の資金効率を優先した事業展開では、資金負担は軽減される一方で、事業量と比較してコスト負担が増加するなど、今後、十分な事業用地を継続的に確保することが困難であると共に新たな投資も限定的となり、早急に財務体質の強化を図らなければ、当社グループの主力事業である新築マンション販売事業・戸建住宅販売事業における競争力の低下が見込まれ、将来の会社の成長性や経営基盤の安定性という観点において懸念があるものと認識しております。

そのため、当社は、事業再生計画期間終了後、当社グループの主力事業である不動産販売事業においては、資金調達力を回復させ、事業用地の取得を積極的に展開し、新築マンション販売事業・戸建住宅販売事業の競争力を高めることに加え、既存集合住宅のリノベーションや建て替え事業等への取り組みも含めた一定のマーケットシェアを維持し、安定的な事業展開を目指す一方で、中古マンションのストック数が急激な勢いで増加していることを背景に、今後拡大が想定される不動産流通市場や大規模修繕工事・リフォーム市場等での事業拡大を図ることによる成長戦略の実現に向けた新たな投資が必要不可欠と考えております。

加えて、平成25年6月30日に普通株式を対価とする第1種優先株式の取得請求権の行使可能期間が開始することから、将来の株式希薄化リスクを低減させることや、第1種優先株式の残高を減少させることにより優先配当金の支払負担を軽減すること等の施策の実施も早急に対応しなければならない課題と認識しております。なお、将来の株式希薄化リスクとしては、平成25年4月16日現在の発行済第1種優先株式3,150,000株の全てが転換された場合、普通株式261,845,386株が交付され、平成25年3月31日現在の当社の総株主の議決権の数の2,103.23%の割合で希薄化が生じることになります（平成25年4月16日現在有効な取得価額である120.3円を用いて計算しています）。

このような背景の下、当社は、上記の状況を早期に解消し、中長期的に当社の企業価値及び株主価値の向上を図るために、信用補完を目的とした他社との資本業務提携の必要性に関して十分検討してまいりました。

この点、当社は、大和ハウス工業との間で、事業面では平成21年9月11日に当社のマンション事業における物件の共同開発等を内容とする業務提携契約を締結しており、平成25年4月16日までにマンションの共同事業の取り組みとして10プロジェクトの実績があります。また、大和ハウスグループ（大和ハウス工業及びその子会社・関連会社の総称をいいます。以下同じ。）のマンション管理会社である大和ライフネクスト株式会社との間においても、平成21年1月30日にマンション管理等に関する業務提携契約を締結しており、当社と一体となってマンションの共用部等における資産維持に関する提案、アフターサービス等の提供やリノベーション・マンションの共同事業の取り組みをするなど、新築マンション販売事業を中心に相互に事業シナジーを高めてまいりました。また、財務面では平成21年10月30日に第1種優先株式10億円の第三者割当増資を引き受けさせていただいております。

当社は、これまでの大和ハウスグループとの提携関係や今般の調達予定額の調達の確実性、そして大和ハウス工業が当社の成長志向の高い人材や不動産開発事業における新たな商品企画・サービスを創造するなどの将来性を高く評価し、上場会社としての当社の経営の独自性を尊重していること等を踏まえて、大和ハウス工業と資本業務提携契約を締結することが、最良の選択であると判断いたしました。当社と大和ハウス工業は、当社の自主性を尊重しつつ、今後の当社の成長戦略の実現に向けて、財務基盤の強化を図ると共に、当社及び大和ハウスグループ間の事業提携によるシナジーを促進し、当社及び大和ハウスグループの企業価値を向上させることを目的として、平成25年4月16日付で本資本業務提携契約を締結し、当社は、大和ハウス工業を本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

### 3. 本資本業務提携の内容等

本資本業務提携は、①当社の本定時株主総会及び各種類株主総会において本第三者割当、本自己株式取得及び本転換の実施に必要な議案その他当社取締役会が提案する議案を承認する決議（書面決議を含みます。）がなされていること、②大和ハウス工業による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に基づく届出について法定の待機期間が経過しかつ公正取引委員会により排除措置命令等本第三者割当による新株式の発行を妨げる措置又は手続がとられていないこと、③本第三者割当に係る平成25年4月16日付有価証券届出書の効力が発生し、その効力が停止していないこと、並びに、④本第三者割当の払込期日において、本自己株式取得が適法かつ有効に実行されることが合理的に見込まれること（本資本金等の額の減少に係る債権者保護手続が完了していることを含みます。）などを条件として実施します。

#### （1）資本提携の概要等

##### ①資本提携の概要

前述のとおり、本資本業務提携契約に従い、平成25年6月27日に本第三者割当、本資本金等の額の減少、本自己株式取得及び本転換が実施される予定です。

なお、本自己株式取得及び本転換は、第1種優先株式に係る将来の希薄化リスクに対応するものであり、1株について3,000円という本自己株式取得の対価の額は、当社の経営成績・財政状態等を踏まえ、当社及び既存優先株主との間の交渉を踏まえて決定されたものです。また、既存優先株主以外に第1種優先株式を保有する大和ハウス工業には引き続き当社の普通株主としてご支援いただくべく、大和ハウス工業が保有する第1種優先株式100,000株については、本自己株式取得の対象とはせず、本転換により取得いたします（大和ハウス工業は、本転換により当社の普通株式2,040,816株を取得することになります）。そして、本資本金等の額の減少は、本自己株式取得にあたって会社法上必要となる分配可能額を確保するためのものであります。

## ②役員選任議案の上程

当社は、大和ハウス工業が指名する非常勤取締役の候補者2名及び非常勤監査役の候補者1名を大和ハウス工業による本第三者割当に係る払い込みを条件として当社の取締役及び監査役にそれぞれ選任するために必要な議案を、本定時株主総会に上程いたします。

## ③上場及び経営体制の維持

大和ハウス工業は、当社の普通株式の上場及び本資本業務提携契約締結日時点の当社の経営体制等の維持・継続について了承し、上場会社としての当社の経営の自主性を尊重いたします。

## ④大和ハウス工業による株式の譲渡及び取得

大和ハウス工業は、大和ハウスグループが、当社が発行する株式の取得、譲渡、取得請求権の行使その他の方法により、その保有する当社の株式の数を変更する場合、その内容、必要性及び時期等について事前に当社との間で誠実に協議いたします。

## ⑤当社による株式の発行

当社は、本資本業務提携契約に定める場合以外に株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式を新たに発行する場合には、事前に大和ハウス工業と誠実に協議いたします。

## (2)業務提携の概要

(a)首都圏及び関西圏におけるマンションを中心とした住宅分譲事業において、新築住宅の開発及び既存の集合住宅のリノベーション・建て替えへの取り組みも含めた一定のマーケットシェア維持を目指した安定的な事業継続を目指す、(b)投資用不動産開発に注力し、当社と大和ハウス工業系列の投資法人との連携を目指す、(c)当社と関連する大和ハウスグループとの具体的な業務提携の促進を図り、拡大が想定される中古マンション、戸建住宅及び事業用不動産の流通市場並びに既存の集合住宅等の大規模修繕、リノベーション及びリフォーム市場での当社の事業拡張を目指すといった基本方針の下、以下の各号に定める事業について、具体的な業務提携の促進を図るための協議を引き続き継続していきます。

### ①新築マンション開発事業

大和ハウス工業のマンション事業部と当社は、首都圏、及び、関西圏での新築マンション開発事業において、共同事業プロジェクトの拡張と、協調した商品開発・マーケティング力の強化を目指し、人材交流や共同の委員会設置を含めた連携促進を図る。

### ②中古マンションなどの流通仲介・リフォーム事業

大和ハウスグループと当社は、流通仲介・リフォーム事業の拡張に向け、人材交流や共同の委員会設置を含めた連携促進を図る。

### ③既存の集合住宅などにおける大規模修繕・リノベーション工事事業等

大和ハウスグループと当社は、分譲マンションの大規模修繕・リノベーション工事事業の受注拡張に向け、人材交流や共同の委員会設置を含めた連携促進を図る。また、大和ハウスグループと当社は、企業の社宅及び賃貸マンションの再生案件などを主な対象とした、「一棟リノベーション・マンション分譲事業」についても一層の連携促進を図る。

### ④大和ハウス工業系列の投資法人との契約について

大和ハウス工業は、当社が「大和ハウス・レジデンシャル投資法人」との間で不動産等の情報提供及び業務支援等を目的とする契約を締結することに協力する。

#### ⑤賃貸運用資産の企画・マネージメント事業

当社は、現状の「賃貸マンションのサブリース」をメインとした賃貸事業の拡張のためにM&A手法も含めた受託案件数の増加を目指す。また、大和ハウスグループとの連携強化や不動産所有者への企画提案力、及び、提供する商品・サービスの競争力アップを目指すべく協議を行う。

#### ⑥オーストラリア事業

大和ハウス工業と当社は、オーストラリアにおけるフレーザー島事業に関して、当社のオーストラリア事業からの撤退方針を受け、両社が平成23年4月27日付で締結した業務提携に関する基本合意書に関しての見直しを行う。

これらの業務提携のほか、本第三者割当後、大和ハウス工業は、当社の事業推進のために必要な金融機関からの借入れに対し、以下の各号に定めるもののか別途平成25年6月27日までに締結する保証委託契約に定めるところに従って、融資保証枠を供与することとなっております。大和ハウス工業は、当社が事業運営上必要な資金について金融機関からの借入れを行う場合、当社の要請に従い、当該保証委託契約に従って、金融機関からの借入の保証を行うこととなります。

①融資保証枠の上限：元本総額180億円

②契約期間 : 1年

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 「期末配当に関する事項」

第44期の期末配当につきましては、当事業年度の業績等を勘案し、第1種優先株式に対する配当につきましては、当社定款の定めに従い以下のとおりといたしたいと存じますが、普通株式につきましては、内部留保を図ることにより財務体質を改善し、今後の事業展開に備えることといたしたく、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。

株主の皆様のご理解を賜りますようお願い申しあげます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社第1種優先株式1株につき金194円 総額611,100,000円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月24日

## 第2号議案 第三者割当による募集株式（普通株式）発行の件

本資本業務提携の一環である本第三者割当を行うため、会社法第199条の規定に基づき、下記1. 記載の内容で、募集株式（普通株式）を発行することについてご承認をお願いするものであります。

### 1. 募集株式（普通株式）の内容

|                      |                                                                        |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類          | 普通株式                                                                   |
| (2) 募集株式の数           | 19,387,800株                                                            |
| (3) 募集株式の払込金額        | 総額9,500,022,000円（1株につき金490円）                                           |
| (4) 払込期日             | 平成25年6月27日                                                             |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金の額：4,750,011,000円（1株につき金245円）<br>資本準備金の額：4,750,011,000円（1株につき金245円） |
| (6) 募集の方法及び割当株式数     | 第三者割当の方法により、その全ての株式を大和ハウス工業に割り当てる。                                     |

### 2. 特に有利な払込金額で募集株式（普通株式）を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、今後の当社の更なる経営基盤の強化と成長戦略の実現及び大和ハウス工業との一層のシナジーを高めるためには上記払込金額により本第三者割当を実施することが最善であると考え、大和ハウス工業に対して第三者割当の方法により普通株式を発行することいたしました。

当社は、割当予定先である大和ハウス工業と本資本業務提携に関し、大和ハウス工業が当社の支配株主（親会社）となること及び調達予定額について交渉を重ねた結果、本第三者割当に係る取締役会決議日（平成25年4月16日）の前々営業日である平成25年4月12日までの6ヶ月間の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における終値の単純平均値である490円を本第三者割当の払込金額にすることが本資本業務提携の目的に照らし合理的であると判断し、合意いたしました。当社は、当社にとって、490円で本第三者割当を実施することは、中長期的な観点から企業価値及び株式価値の向上に資すると見込まれるものと判断しており、また、株主の皆様にとっても、当社の財務基盤の改善が見込まれることによって利益をもたらすことができるものと判断しております。

また、当社は、本第三者割当の払込金額を取締役会において決議するための参考として、当社及び大和ハウス工業から独立した第三者機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より株式価値の算定書を入手しております。

野村證券は、当社の普通株式1株当たりの株式価値について、平成25年4月15日を算定基準日として、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における基準日終値、直近1週間の終値単純平均値、直近1ヶ月の終値単純平均値、直近3ヶ月の終値単純平均値、直近6ヶ月の終値単純平均値に基づき、市場株価平均法による評価結果を492円から812円と分析しております。また、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定し、類似会社比較法による評価結果を526円から1,041円と分析しております。さらに、当社が提供した事業再生ADR債務の全額返済後の財務体質を考慮した本資本業務提携契約締結を前提としていない事業計画等に基づき、DCF法（ディスカウントキャッシュフロー法）による評価結果を191円から598円と分析しております。

ここで、本第三者割当の払込金額（490円）は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（以下「直前営業日」といいます。）である平成25年4月15日の終値（751円）に対し34.75%のディスカウント、直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（656円）に対し25.30%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（530円）に対し7.55%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（492円）に対し0.41%のディスカウントとなります。

従って、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らせば、本第三者割当は有利発行に該当するものと判断される可能性があること、また、本第三者割当により平成25年3月31日現在の当社の総株主の議決権の数の155.73%の割合で希薄化が生じること等に鑑みて、株主の皆様の意思を確認するべく本定時株主総会においてお諮りするものであります。

### 第3号議案 自己株式取得の件

本資本業務提携契約に基づく資本提携の一環である本自己株式取得により既存優先株主が保有する全ての第1種優先株式（305万株）を取得し、第1種優先株式に係る優先配当金の支払負担を軽減すること及び第1種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使による将来の株式希薄化リスクを低減させること等を目的として、会社法第156条第1項の規定に基づき下記の事項についてご承認をお願いするものであります。

- (1) 取得する株式の種類 : 第1種優先株式
- (2) 取得する株式の数 : 3,050,000株
- (3) 株式を取得するとの引換に交付する金銭 : 総額9,150,000,000円（1株につき金3,000円）
- (4) 株式を取得することができる期間 : 平成25年6月27日

#### 第4号議案 定款一部変更の件(1)

現行定款の一部を下記2.記載の変更案1のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、平成25年6月27日に当社が第3号議案に基づく本自己株式取得により既存優先株主が保有する全ての第1種優先株式を取得することを条件として、同日をもって効力を生ずるものとします。

##### 1. 変更の理由

大和ハウス工業は、本資本業務提携契約に基づく資本提携の一環として、本転換により、その保有する第1種優先株式(100,000株)について普通株式を対価とする取得請求権を行使することになっているところ、本転換の実施に備えるため、以下の定款変更を行うものであります。

- (1)第1種優先株主による当社の普通株式を対価とする取得請求権の取得価額について、本第三者割当の1株当たりの払込金額と同額である金490円に変更するものであります。
- (2)第1種優先株主による当社の普通株式を対価とする取得請求権の行使期間の開始日を平成25年6月27日に変更するものであります。
- (3)その他所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章の2 種類株式</p> <p>(第1種優先株式)</p> <p>第11条の2 当会社の発行する第1種優先株式の内容<br/>は次のとおりとする。</p> <p>1～6 (記載省略)</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>7 第1種優先株主は、平成25年6月<u>30</u>日以降平成45年6月30日(同日を含む。)までの間(以下「第1種転換請求期間」という。)いつでも、当会社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく</p> | <p>第2章の2 種類株式</p> <p>(第1種優先株式)</p> <p>第11条の2 当会社の発行する第1種優先株式の内容<br/>は次のとおりとする。</p> <p>1～6 (現行どおり)</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>7 第1種優先株主は、平成25年6月<u>27</u>日以降平成45年6月30日(同日を含む。)までの間(以下「第1種転換請求期間」という。)いつでも、当会社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案 1 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <p><u>第1種優先株主による取得の請求（以下、本項において「転換請求」という。）がなされた日（以下、本項において「転換請求日」という。）において、剩余授権株式数（以下に定義される。以下、本項において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下、本項において同じ。）を下回る場合には、(i)各第1種優先株主による転換請求にかかる第1種優先株式の数に、(ii)剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる第1種優先株式以外の転換請求にかかる第1種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。</u></p> <p><u>「剩余授権株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。</u></p> <p><u>A：(I)当該転換請求日における当会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日（以下、本項において「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数</u></p> <p><u>B：(I)当該転換請求日における当会社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得</u></p> |         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案 1                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>することとなる普通株式の数の総数を控除した数</p> <p>「請求対象普通株式総数」とは、第1種優先株主が当該転換請求日に転換請求をした第1種優先株式の数に10,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における第(2)号乃至第(4)号で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。</p> <p>(1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数<br/>(記載省略)</p> <p>(2) <u>当初取得価額</u><br/>取得価額は、<u>当初、平成21年10月30日に先立つ45取引日目</u>に始まる連続する30取引日（以下、本号において「<u>当初時価算定期間</u>」という。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の90%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。<br/>なお、<u>当初時価算定期間中に第(4)号に規定する事由が生じた場合</u>、上記の終値（気配表示を含む。）は第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>(3) 取得価額の修正<br/>取得価額は、<u>平成21年10月30日以降平成45年6月30日</u>（同日を含む。）までの毎年6月30日および12月31日（以下、それぞれ「<u>修正基準日</u>」という。）における時価（以下に定義される。）の90%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「<u>修正基準日価額</u>」という。）が、当該修正基準日に有効な取得価額を下回る場合には、</p> | <p>変更案1</p> <p>(1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数<br/>(現行どおり)</p> <p>(2) 取得価額<br/>取得価額は、<u>490円</u>とする。</p> <p>(3) 取得価額の修正<br/>取得価額は、<u>修正しない。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案 1                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <p>当該修正基準日をもって当該修正基準日価額に修正される（以下、本号においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、平成25年7月1日以降、修正後取得価額が平成25年6月30日における取得価額の30%に相当する額（但し、第(4)号に規定する事由が生じた場合、第(4)号に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。</p> <p>修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本号において「時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所（但し、平成22年3月31日までは株式会社ジャスダック証券取引所。なお、株式会社大阪証券取引所の承継人を含み、当会社の普通株式が株式会社大阪証券取引所に上場していない場合は、当会社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場（複数ある場合は、当会社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場）をいう。以下同じ。）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>なお、時価算定期間中に第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>(4) 取得価額の調整<br/>(記載省略)<br/>8～11 (記載省略)</p> | <p>(4) 取得価額の調整<br/>(現行どおり)<br/>8～11 (現行どおり)</p> |

## 第5号議案 定款一部変更の件(2)

第4号議案「定款一部変更の件(1)」による変更後の定款の一部を下記2. 記載の変更案2のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、平成25年6月27日に当社が第3号議案に基づく本自己株式取得及び本転換により取得する発行済第1種優先株式全てを消却することを条件として、同日をもって効力を生ずるものとします。

### 1. 変更の理由

- (1)第1種優先株式は、その全てを本自己株式取得及び本転換により当社が取得した上で全て消却されることとなり、今後発行する予定もないため、関連する規定を修正及び削除するものであります。
- (2)劣後株式は、現在発行されておらず、今後発行する予定もないため、関連する規定を修正及び削除するものであります。
- (3)その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 変更案1による変更後の定款                                                                                        | 変更案2                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 第2章 株式                                                                                               | 第2章 株式                                                   |
| (発行可能株式総数)<br>第5条 当会社の発行可能株式総数は、505,000,000株とする。                                                     | (発行可能株式総数)<br>第5条 当会社の発行可能株式総数は、505,000,000株とする。<br>(削除) |
| <u>2 当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u><br>普通株式 505,000,000株<br>第1種優先株式 3,150,000株<br>劣後株式 20,000株 |                                                          |
| (単元株式数)<br>第7条 当会社の単元株式数は、 <u>普通株式、第1種優先株式および劣後株式のそれぞれにつき100株</u> とする。                               | (単元株式数)<br>第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。<br>(削除)               |
| 第2章の2 種類株式                                                                                           | (削除)                                                     |
| (第1種優先株式)<br>第11条の2 (内容は下記※のとおり)<br>(劣後株式)<br>第11条の3 (内容は下記※のとおり)                                    | (削除)<br>(削除)                                             |

| 変更案1による変更後の定款                                                                                                                                                            | 変更案2     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| <u>(優先順位)</u><br>第11条の4 (内容は下記※のとおり)                                                                                                                                     | (削除)     |
| 第3章 株主総会                                                                                                                                                                 | 第3章 株主総会 |
| <u>(種類株主総会)</u><br>第16条の2 第13条、第14条、第15条第1項および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。<br>2 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。<br>3 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 | (削除)     |

※本議案による変更前の「変更案1による変更後の定款」第11条の2、第11条の3及び第11条の4の内容は以下のとおりであり、本議案に係る定款変更ではこれらを全て削除いたします。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (第1種優先株式)<br>第11条の2 当会社の発行する第1種優先株式の内容は次のとおりとする。<br>(第1種優先配当金)<br>1 当会社は、期末配当金の支払いを行うときは、第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ第11条の4の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき次号に定める額の金銭（以下「第1種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として次項に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。<br>(2) 第1種優先配当金の額は、10,000円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率（以下「第1種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。 | 記<br>第1種優先配当年率=日本円TIBOR（6ヶ月物）+1.50%<br>「日本円TIBOR（6ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「第1種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

1種優先配当年率決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

(第1種優先中間配当金)

2 当会社は、中間配当金の支払いを行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第11条の4の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「第1種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(累積条項)

3 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して支払う第1種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株当たりの不足額（以下「第1種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。第1種累積未払配当金については、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第11条の4の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき第1種累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。

(非参加条項)

4 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金および第1種累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(残余財産の分配)

5 当会社の残余財産の分配をするときは、全ての種類の株主に対する残余財産の分配に先立ち、第1種優先株式1株につき、(i)10,000円、(ii)第1種累積未払配当金および(iii)第1種未払経過利息の合計額を支払う。

「第1種未払経過利息」とは、残余財産の分配日の属する事業年度における第1種優先配当金の額に、残余財産の分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産の分配日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を乗じて得られる金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）をいう。但し、当該残余財産の分配日の属する事業年度中の日を基準日として第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(議決権)

6 第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(普通株式を対価とする取得請求権)

7 第1種優先株主は、平成25年6月27日以降平成45年6月30日（同日を含む。）までの間（以下「第1種転換請求期間」という。）いつでも、当会社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる第1種優先株式の数に10,000円を乗じて得られる額を、次号乃至第(4)号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金額の交付はしない。

(2) 取得価額

取得価額は、490円とする。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、修正しない。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本号において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned}
 \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当会社が保有する普通株式の数})}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}} \times \frac{1 \text{株当たり}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}
 \end{aligned}$$

④当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当会社は第1種優先株主および第1種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(金銭を対価とする取得請求権)

8 第1種優先株主は、平成25年6月30日以降の毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「第1種償還請求期間」という。）、法令上可能な範囲で、かつ第(1)号に定める条件および第(2)号に定める上限の範囲内において、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当会社は第1種優先株主が償還請求をした第1種優先株式を取得すると引換えに、第(3)号に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、償還請求日における分配可能額または第(2)号に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 取得の条件

第1種優先株主は、本項に基づく第1種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の最終事業年度にかかる貸借対照表における純資産の額から、以下の金額の合計額を控除した金額が150億円を上回る場合に限り、償還請求をすることができる。

(a) 債還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剩余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額

(b) 債還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(2) 任意償還価額の上限金額

第1種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の2分の1から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

(a) 債還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剩余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額

(b) 債還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

(a) 10,000円

(b) 第1種累積未払配当金

(c) 第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「償還請求日」と読み替えて適用する。）

(普通株式を対価とする取得条項)

9 当会社は、第1種転換請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式の全部を、第1種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当会社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第1種優先株式の数に10,000円を乗じて得られる額を第1種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目から始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間中に第7項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第7項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(金銭を対価とする取得条項)

10 当会社は、いつでも、当会社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、次号に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

(a) 10,000円

(b) 第1種累積未払配当金

(c) 第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「強制償還日」と読み替えて適用する。）

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

11 当会社は、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当会社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える、また株式無償割当または新株予約権無償割当では行わない。

(劣後株式)

第11条の3 当会社の発行する劣後株式の内容は次のとおりとする。

(剰余金の配当)

1 当会社は、劣後株式を有する株主（以下「劣後株主」という。）または劣後株式の登録株式質権者（以下「劣後登録株式質権者」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

- 2 当会社の残余財産を分配するときにおいて、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第11条の2に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、劣後株主または劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき第(3)号に定める普通株式分配基準額を支払う。
- (2) 普通株主または普通登録株式質権者に対して前号に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当会社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（前号に従い残余財産の分配をした後の残余財産の総額を、劣後株式の発行済株式の総数（但し、当会社が保有する劣後株式の数を除く。）に劣後株式分配比率を乗じて得られる数および普通株式の発行済株式の総数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の合計で除して得られる額をいう。）に次号に定める劣後株式分配比率を乗じて得られる額の金額を支払う。
- (3) 劣後株式分配比率
- (a) 「普通株式分配基準額」は、当初、82円とし、次号の定めに従って調整される。
- (b) 「劣後株式分配比率」は、50,000円を本号(a)に定める普通株式分配基準額で除して得られる割合（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (4) 普通株式分配基準額の調整
- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり普通株式分配基準額を調整する。
- ①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により普通株式分配基準額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の普通株式分配基準額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、普通株式分配基準額を調整する。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もし

くは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「普通株式分配基準額調整式」という。）により普通株式分配基準額を調整する。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本号において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{l}
 \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{（発行済普通株式の数} - \text{当会社が} \quad \text{新たに発行する} \quad \times \quad 1 \text{株当たり} \\
 \text{普通株式} \quad = \text{普通株式} \quad \times \quad \text{保有する普通株式の数} \quad + \quad \frac{\text{普通株式の数}}{\text{普通株式} \text{ 1株当たりの時価}} \quad \text{払込金額} \\
 \text{分配基準額} \quad \text{分配基準額} \quad \text{（発行済普通株式の数} - \text{当会社が保有する普通株式の数} \quad + \\
 \text{新たに発行する普通株式の数}
 \end{array}$$

④当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による普通株式分配基準額の調整は、当会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当会社は劣後株主および劣後登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の普通株式分配基準額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、普通株式分配基準額の調整を適切に行うものとする。
- ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために普通株式分配基準額の調整を必要とするとき。
- ②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって普通株式分配基準額の調整を必要とするとき。
- (c) 普通株式分配基準額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 普通株式分配基準額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後普通株式分配基準額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 普通株式分配基準額の調整に際し計算を行った結果、調整後普通株式分配基準額と調整前普通株式分配基準額との差額が1円未満にとどまるときは、普通株式分配基準額の調整はこれを行わない。

(議決権)

3 劣後株主は、株主総会において議決権を有しない。

(普通株式を対価とする取得請求権)

4 劣後株主は、平成22年5月1日以降平成42年5月1日（同日を含む。）までの間（以下「劣後転換請求期間」という。）いつでも、当会社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する劣後株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は劣後株主が取得の請求をした劣後株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該劣後株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく劣後株主による取得の請求（以下、本項において「転換請求」という。）がなされた日（以下、本項において「転換請求日」という。）において、剩余授権株式数（以下に定義される。以下、本項において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下、本項において同じ。）を下回る場合には、(i)各劣後株主による転換請求にかかる劣後株式の数に、(ii)剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）の劣後株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる劣後株式以外の転換請求にかかる劣後株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

「剩余授権株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：(I)当該転換請求日における当会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日（以下、本項において「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数、(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および

(iii)当該前月末日における第1種優先株式（会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当会社を除く。）が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

B：(I)当該転換請求日における当会社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数、(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および(iii)当該前月末日における第1種優先株式（会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当会社を除く。）が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、劣後株主が当該転換請求日に転換請求をした劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における第(2)号および第(3)号で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

(1) 劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を、次号および第(3)号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、平成22年5月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本号において「当初時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の99%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額とする。

なお、当初時価算定期間の開始日以降、平成22年5月1日（同日を含む。）までの間に第2項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は第2項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

劣後株主が転換請求をする場合、取得価額は、当該転換請求日における時価（以下に定義される。）の99%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り下げる。）に相当する額に修正される（以下、本号においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。

転換請求日における時価は、各転換請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本号において「時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求日（同日を含む。）までの間に第2項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は第2項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

(普通株式を対価とする取得条項)

5 当会社は、劣後転換請求期間の末日の翌日以降、いつでも、当会社取締役会が別に定める日（以下、本項において「一斉転換日」という。）が到来することをもって、劣後転換請求期間中に取得請求のなった劣後株式の全部または一部を、普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当会社は、かかる劣後株式を取得するのと引換えに、かかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を劣後転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間の開始日以降、一斉転換日（同日を含む。）までの間に第2項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第2項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を劣後株主に対して交付するものとする。劣後株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(金銭を対価とする取得条項)

6 当会社は、第1種優先株式の株主（当会社を除く。）が存しない場合、いつでも、当会社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、劣後株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、かかる劣後株式1株を取得するのと引換えに、50,000円を劣後株主に対して交付するものとする。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

7 当会社は、劣後株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当会社は、劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(優先順位)

第11条の4 第1種優先配当金、第1種優先中間配当金および第1種累積未払配当金の支払順位は、第1種累積未払配当金を第1順位とし、第1種優先配当金および第1種優先中間配当金を第2順位とする。

## 第6号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、本資本業務提携を推進するために1名増員いたたく、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

但し、取締役候補者高井基次氏及び柴田英一氏の選任の効力は、平成25年6月27日に第2号議案に係る募集株式の発行の効力が発生することを条件として、同日に生ずるものとします。

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社株式の数      |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1     | 高木嘉幸<br>(昭和35年6月21日生)  | 昭和58年4月 株式会社日本リクルートセンター<br>(現株式会社リクルートホールディングス)<br>入社<br>昭和61年1月 当社入社<br>平成8年5月 Kingfisher Bay Resort Village<br>Pty Ltd 取締役（現任）<br>平成13年4月 Cosmos Australia Pty. Ltd.<br>取締役社長（現任）<br>CA Asset Management Pty Ltd<br>取締役社長（現任）<br>平成17年6月 CA Finance Pty Ltd<br>取締役社長（現任）<br>平成20年6月 当社取締役<br>平成21年10月 当社代表取締役社長<br>平成24年10月 当社代表取締役社長<br>兼 社長執行役員<br>兼 住宅分譲本部長<br>兼 不動産ソリューション本部長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>Cosmos Australia Pty. Ltd. 取締役社長<br>CA Finance Pty Ltd 取締役社長<br>CA Asset Management Pty Ltd 取締役社長 | 普通株式<br>3,554株  |
| 2     | 桑原伸一郎<br>(昭和34年4月25日生) | 昭和59年4月 株式会社リクルート<br>(現株式会社リクルートホールディングス)<br>入社<br>昭和61年1月 当社入社<br>平成20年6月 当社取締役<br>平成24年10月 当社取締役<br>兼 常務執行役員<br>兼 住宅分譲本部副本部長（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 普通株式<br>12,531株 |

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数     |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | すぎ たに けい<br>杉 谷 景<br>(昭和31年3月11日生)      | 昭和53年4月 佐藤工業株式会社入社<br>昭和59年2月 株式会社日本リクルートセンター<br>(現株式会社リクルートホールディングス)<br>入社<br>昭和60年5月 当社入社<br>平成20年6月 当社取締役<br>平成24年10月 当社取締役<br>兼 常務執行役員<br>兼 不動産ソリューション本部副本部長<br>兼 建築本部長(現任)                                                                                    | 普通株式<br>3,100株 |
| 4     | えだ ひろ ひさ お<br>枝 廣 寿 雄<br>(昭和38年1月26日生)  | 昭和60年4月 株式会社リクルート<br>(現株式会社リクルートホールディングス)<br>入社<br>昭和61年1月 当社入社<br>平成22年6月 当社取締役<br>平成24年10月 当社取締役<br>兼 常務執行役員<br>兼 経営管理本部長(現任)                                                                                                                                    | 普通株式<br>3,800株 |
| 5     | こ ぱやし さぶ ろう<br>小 林 三 郎<br>(昭和20年12月7日生) | 昭和46年11月 株式会社本田技術研究所入社<br>平成12年4月 本田技研工業株式会社<br>経営企画部長兼経営企画室長<br>平成12年4月 早稲田大学大学院非常勤講師(現任)<br>平成17年4月 株式会社本田技術研究所 主席研究員<br>平成21年10月 当社取締役(現任)<br>平成22年4月 中央大学大学院客員教授(現任)<br>平成22年4月 一橋大学大学院非常勤講師(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>中央大学大学院客員教授<br>一橋大学大学院非常勤講師<br>早稲田大学大学院非常勤講師 | —              |

| 候補者番号  | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|--------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6<br>※ | たか い もと づぐ<br>高 井 基 次<br>(昭和24年2月22日生) | 昭和46年4月 野村不動産株式会社入社<br>平成6年6月 野村不動産株式会社取締役<br>平成15年6月 野村不動産株式会社取締役副社長<br>平成16年5月 野村不動産ホールディングス株式会社<br>取締役<br>平成20年4月 野村不動産株式会社取締役<br>兼 副社長執行役員<br>平成23年4月 野村不動産株式会社特別顧問<br>平成24年9月 大和ハウス工業株式会社顧問<br>平成24年10月 大和ハウス工業株式会社上席執行役員<br>兼 マンション事業推進部統括部長<br><マンション事業担当> (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>大和ハウス工業株式会社上席執行役員<br>兼 マンション事業推進部統括部長<br><マンション事業担当> | —          |
| 7<br>※ | しば た えい いち<br>柴 田 英 一<br>(昭和36年2月10日生) | 昭和58年4月 大和ハウス工業株式会社入社<br>平成17年4月 大和ハウス工業株式会社管理本部<br>連結経営管理部長<br>平成23年4月 大和ハウス工業株式会社執行役員<br>兼 経営管理本部連結経営管理部長<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>大和ハウス工業株式会社執行役員<br>兼 経営管理本部連結経営管理部長                                                                                                                                                                     | —          |

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 高木嘉幸氏は、Kingfisher Bay Resort Village Pty Ltd の取締役を兼務しており、当社の連結子会社であるCA Finance Pty Ltd は同社と金銭消費貸借に係る取引があり、CA Finance Pty Ltd のDaiwa House Australia Pty Ltd からの借入に対し、同社から総財産担保の提供を受けており、また、当社の連結子会社であるKBRV Resort Operations Pty. Ltd. は同社とリゾート施設等に係るリース取引があります。  
他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 小林三郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 小林三郎氏について会社法施行規則第74条第4項第2号及び同条同項第5号に係る理由  
同氏は、本田技研工業株式会社において経営企画業務に関与される等豊富な経験を有し、中央大学大学院経営戦略研究科等において教鞭をとられる等、当社の経営全般に対し有効かつ的確な助言をいただけると判断し、候補者とするものであります。

5. 社外取締役候補者が最後に選任された後、当社在任中に、当社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務執行が行われた事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

小林三郎氏が当社社外取締役在任中である平成24年8月に、当社は消費者庁長官より不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令を受けました。また当該措置命令に関し、平成25年4月に、当社は国土交通省関東地方整備局長より宅地建物取引業法第65条第1項による指示処分を受けました。

同氏は、日頃から取締役会において法令遵守の観点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。当該措置命令後においては、再発防止の必要性と広告表示に関する社内教育の徹底等について意見表明を行いました。さらに当該指示処分後においては、宅地建物取引業法の規定遵守及び社内の業務管理体制の整備について意見表明を行いました。

6. 小林三郎氏は、現在当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年8ヶ月となります。

7. 当社は、小林三郎氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

8. 当社は、小林三郎氏を株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

## 第7号議案 監査役1名選任の件

本資本業務提携を推進するために新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

但し、監査役候補者中里智行氏の選任の効力は、平成25年6月27日に第2号議案に係る募集株式の発行の効力が発生することを条件として、同日に生ずるものとします。

| 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                       | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| なか さと とも ゆき<br>中 里 智 行<br>(昭和36年10月29日生) | 昭和59年4月 大和ハウス工業株式会社入社<br>平成20年4月 大和ハウス工業株式会社埼玉支店<br>管理部長<br>平成24年6月 大和ハウス工業株式会社東京支社<br>経理部長<br>平成25年4月 大和ハウス工業株式会社東京本社<br>経理部長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>大和ハウス工業株式会社東京本社経理部長 | —                 |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第8号議案 会計監査人選任の件

本資本業務提携により当社の親会社となる大和ハウス工業と会計監査人を統一することにより連結決算の一元的監査体制の確立を図るため、新たな会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人の候補者は次のとおりであります。

但し、会計監査人候補者有限責任監査法人トーマツの選任の効力は、平成25年6月27日に第2号議案に係る募集株式の発行の効力が発生することを条件として、同日に生ずるものとします。現在当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結後も、引き続き当社の会計監査人ですが、会計監査人候補者有限責任監査法人トーマツの選任の効力が生じた場合、新日本有限責任監査法人は、平成25年6月27日をもって会計監査人を退任する予定です。

|     |                                                                                                                                                                                                                                |  |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 名 称 | 有限責任監査法人トーマツ                                                                                                                                                                                                                   |  |
| 事務所 | 主たる事務所 東京都港区芝浦四丁目13番23号MS芝浦ビル<br>その他の事務所 (国内)<br>札幌、仙台、盛岡、新潟、さいたま、千葉、横浜、長野、金沢、富山、<br>静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、<br>広島、松江、高松、松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇<br>(海外)<br>駐在員派遣 約40都市 (Deloitte Touche Tohmatsu Limited とその<br>メンバーファーム) |  |
| 沿革  | 昭和43年5月 等松・青木監査法人設立<br>昭和50年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI><br>(現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>) へ加盟<br>平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更<br>平成21年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツ<br>に変更                                                          |  |
| 概要  | 資本金 772百万円<br>構成人員 社員 (公認会計士) 553名<br>特定社員 103名<br>職員 (公認会計士) 2,367名<br>(公認会計士試験合格者等) 1,377名<br>(その他専門職員) 699名<br>(事務職員) 481名<br><hr/> 合計 5,580名<br>関与会社 3,599社 (平成24年9月30日現在)                                                 |  |

(平成25年3月31日現在)

以 上

**【普通株主様による種類株主総会】**  
**株主総会参考書類**

**議案上程に至る経緯**

第44期定時株主総会の株主総会参考書類の3頁から7頁に記載の「第2号議案から第8号議案までの上程に至る経緯」と同一です。

**議案 定款一部変更の件**

第44期定時株主総会の株主総会参考書類の12頁から15頁に記載の第44期定時株主総会第4号議案「定款一部変更の件(1)」の内容と同一です。

以 上

メモ

メモ

メモ

メモ

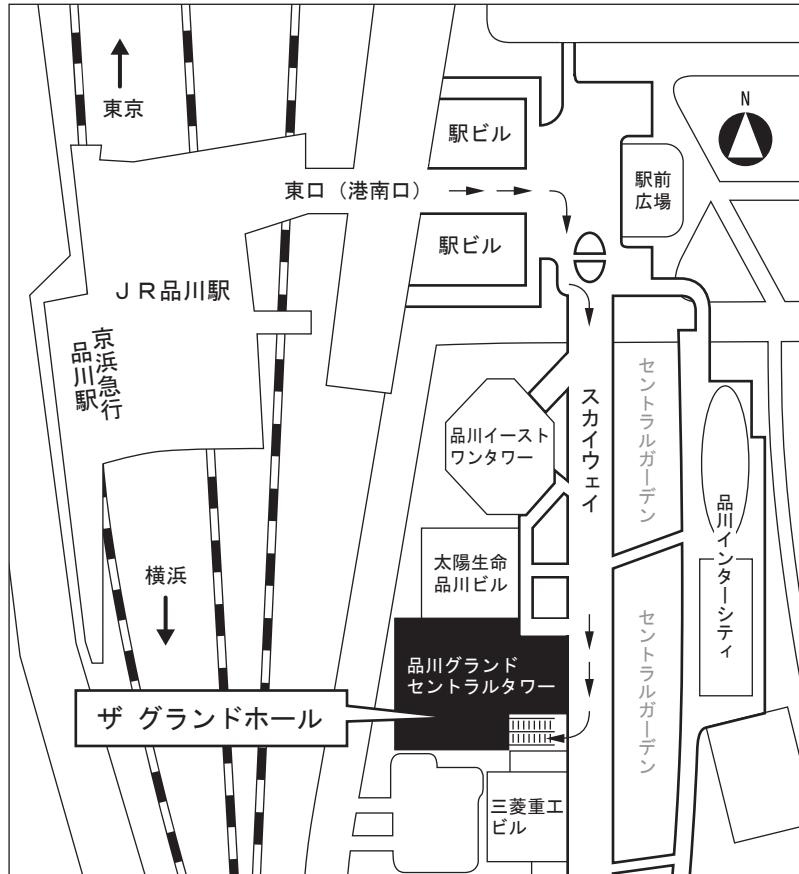
# 株主総会会場ご案内図

東京都港区港南二丁目16番4号

品川グランドセントラルタワー3階

THE GRAND HALL (ザ グランドホール)

TEL 03-5463-9973



## 交通のご案内

JR品川駅 東口（港南口）を出て右折し、スカイウェイを直進（徒歩3分）

※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。